本郷中央病院介護医療院運営規程

（令和7年7月 1 日現在）

（事業の目的）

第1条　医療法人 仁康会 本郷中央病院介護医療院(以下「施設」という。)において行う介護医療院サービスの事業(以下「事業」という。)は、要介護状態にある高齢者に対し、適切な介護医療院サービスを提供することを目的とする。

（運営の方針）

第2条　施設は、要介護者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、施設サービス計画に基づいて、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護その他の世話及び機能訓練その他の必要な医療を行う。

2　事業の実施にあたっては、関係市町・地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図るものとする。

（施設の名称及び所在地）

第 3 条 事業を行う施設の名称及び所在地は、次のとおりとする。

(1) 名 称 医療法人仁康会 本郷中央病院介護医療院

(2) 所在地 三原市下北方一丁目 7 番 30 号

（従業者の職種、員数及び職種の内容）

第 4 条 施設に勤務する介護医療院サービスに係る従業者の職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。

	人員	業務内容
・　管理者	1名	管理業務
・　医師	1名以上	医療管理
・　看護職員	常勤換算7名以上 うち2割以上が看護師	入所者の看護、保健衛生及び介護
・　介護職員	常勤換算11名以上	介護サービス
・　理学療法士	常勤換算1名以上 実情に応じた適当数	リハビリテーション
・　管理栄養士	1名以上 実情に応じた適当数	献立作成・栄養指導
・　介護支援専門員	1名以上(常勤兼務)	基本調査、ケアプラン
・　薬剤師	1名以上 実情に応じた適当数	調剤、服薬指導、薬剤管理等

（介護医療院の入所定員）

第 5 条 入所の定員は、次のとおりとする。

(1) 施設全体の定員 41 人

(2) 介護医療院サービスに係る定員 41 人

（入所者に対する介護医療院サービスの内容）

第 6 条 入所者に対する介護医療院サービスの内容は、次のとおりとする。

(1) 療養上の管理
(2) 入浴・排泄
(3) 離床、着替え、整容等の日常生活の世話
(4) 機能訓練
(5) 相談・援助
(6) レクリエーション行事

（利用料その他の費用の額）

第 7 条 介護医療院サービスを提供した場合の利用料の額及び食事の提供に係る料金は、厚生労働大臣が定める基準によるものとする。

2 介護医療院サービスにおいて提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その入所者に負担させることが適当と認められるものについて実費を徴収する。

3 前項の費用の支払を受ける場合には、入所者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で支払に同意する旨の文書に署名又は記名押印を受けることとする。
居住費及び食費については、介護保険負担限度額の認定を受けている入所者の場合その認定証に記載された金額を 1 日あたりの料金とする。

（利用料金表）

a) 保険給付の自己負担額 厚生労働大臣が定める額
b) 居住費(1 日につき)

個室	1，728円
多床室	437円

c) 差額室料(1 日につき、ご希望の方)

特室(316号、317号)	1，650円【トイレ 洗面台付】
個室(318号)	1，100円【トイレなし】
d) 食費(1 日単位)	1，800円

（施設の利用に当たっての留意事項）

第 8 条 入所者は、サービス利用に当たって、次の事項に留意するものとする。
(1) 入所者は共同生活としての規律を守り親睦に努めなければならない。
(2) 入所者は、施設の環境衛生保持等に協力しなければならない。

（虐待防止のための措置に関する事項）

第 9 条 事業者は、利用者への虐待の発生又はその再発を防止するための次の措置を講ずるものとする 。
(1)虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を行う。
(2)虐待防止の指針を整備し、必要に応じ見直しを行う。
(3)従業員に対して、虐待の防止のための研修を定期的に実施する。
(4)上記措置を適切に実施するための担当者を置く。

2 事業者は、サービス提供中に、当該事業者従事者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町に通報するものとする。

（身体拘束等を行う際の手続き）

第 10 条　入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、入所者に対し隔離、身体的拘束、薬剤投与その他の方法により入所者の行動を制限する行為は行わない　。やむを得ず当該行為を行う場合は、事前に利用者本人及び家族に目的、方法、期間等を説明し、同意を得た上で、その記録を行うものとする。

（褥瘡対策）

第 11 条　施設は入所者に対し良質なサービスを提供する取り組みの一つとして、褥瘡が発生しないよう適切な看護・介護に努める。

（事故発生時の対応）

第 12 条　入所者に対する施設サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに市・県及び入所者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずる。

又、事故の状況及び事故に際してとった処置について記録する。

（衛生管理）

第 13 条　入所者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適切に行う。 感染症が発生し又はまん延しないように努める。

（苦情等への対応）

第 14 条　施設は、介護医療院サービスの提供に係る入所者及び家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等必要な措置を講ずるものとする。

（非常災害対策）

第 15 条　施設は、消防計画等の防災計画に基づき、年 2 回の避難・初期消火訓練を行う

（その他運営に関する重要事項）

第 16 条　施設は、従業者の質向上を図るため、積極的に研修の機会を設けるものとし、また業務体制を整備する。

2　従業者は、職務上知り得た秘密を保持する。

3　この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は医療法人　仁康会と施設の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

（医師の当直体制）

第 17 条　施設に当直の医師は置かない。ただし、当施設は医療機関併設型施設であり、緊急時には併設する医療機関と連携し、対応可能な体制を確保するものとする。

附則

この規程は、令和 2 年　4 月　1 日から施行する。

この規程は、令和 2 年 12 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、令和7年 4 月 1 日から施行する。

この規定は、令和 7 年 7 月 1 日から施行する。